

社会福祉法人瀧仙

役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人瀧仙（以下、「法人」という。）の役員及び評議員の報酬について必要事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定で役員とは、社会福祉法人瀧仙の定款（以下、「定款」という。）の定めにより選任された理事及び監事をいう。

2 この規定で評議員とは、定款の定めにより選任された評議員をいう。

3 報酬は、役員及び評議員の職務執行の対価として支給されるものである。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、評議員及び役員がその職務を執行するに当たり報酬を支給しない。但し、第4条に定めるものは除くものとする。

(理事会及び評議員会並びに監事監査への出席報酬等)

第4条 理事会に出席した理事及び監事に対して、日額 5,568 円を報酬として支給することができる。

2 評議員会に出席した評議員及び役員に対して、日額 5,568 円を報酬として支給することができる。

3 監事監査に出席した監事に対して、日額 5,568 円を報酬として支給することができる。

4 支給方法は、出席の都度、現金にて支給する。

(報酬等の額の決定)

第5条 役員の報酬総額は、評議員会で決議する別表1「理事及び監事の年間報酬総額」に定める金額以内とする。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

社会福祉法人瀧仙
役員及び評議員報酬規程

附則

1. この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規定の一部を改訂し、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。
3. この規定の一部を改訂し、令和 2 年 3 月 30 日から施行する。

別表 1 理事及び監事の年間報酬総額

理 事	年間の報酬総額	150,000 円
監 事	年間の報酬総額	50,000 円